

【受け入れる産業廃棄物の種類別受入基準】

産業廃棄物の種類	受 入 基 準	
	個 別 基 準	共 通 基 準
紙くず	<p>建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。）、出版業（印刷出版を行うものに限る。）、製本業及び印刷物加工業に係るもの。</p> <p>排出者自らが破砕、切断等処理し、一辺が1メートルの正方形に収まる大きさのものでロール状でないもの。</p> <p>なお、襖、障子のうち産業廃棄物（紙くず）に該当する部分については縦2メートル×横1メートル×厚さ3センチメートルに収まる大きさでの搬入を認める。</p>	<p>1 再生利用できないものに限る。</p> <p>2 特別管理産業廃棄物でないこと。</p> <p>3 次に掲げるものが付着し、又は封入されていないこと。 (1) 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条に規定する毒物、劇物及び特定毒物 (2) 農薬取締法（昭和23年法律第82号）第2条に規定する農薬 (3) 油分 (4) 著しい発色性又は発泡性を有するもの</p>
木くず	<p>建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む。）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係るもの、貨物の流通のため使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。）に係るもの。</p> <p>破砕、切断の場合は、排出者自らが破砕、切断等処理したものに限る。</p> <p>柱状のものは、長さ180センチメートル以下かつ最大径30センチメートル以下のもの。板状のものは、縦180センチメートル×横90センチメートルの長方形に収まる大きさで、厚さ3センチメートル以下のもの。また、箱状のものは、縦180センチメートル×横90センチメートル×奥行き50センチメートル以下のもので中空のもの。</p> <p>パレットは、縦140センチメートル×横140センチメートル×厚さ15センチメートル以下のもの。</p>	<p>4 ロール状のものは、当処理施設の破砕機に投入した際に、破砕機のハンマーに巻きつく等、重大な故障の原因になるため受け入れしない。</p> <p>5 おが屑等の細かいものは、内容物が飛散しないよう適度な強度を持った袋等に梱包し搬入すること。</p>
繊維くず	<p>建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）に係るもの。</p> <p>排出者自らが破砕、切断等処理し、一辺が1メートルの正方形に収まる大きさのものでロール状でないもの。</p> <p>なお、畳のうち産業廃棄物（繊維くず）に該当するものについては一畳の大きさでの搬入を認める。</p>	<p>6 その他、処理施設の管理運営に支障がないものであること。</p>

【問合わせ先】

東京二十三区清掃一部事務組合 施設管理部管理課 搬入承認・手数料係

《住所》〒102-0072 千代田区飯田橋三丁目5番1号 東京区政会館13階

《電話》 03-6238-0730 《FAX》 03-6238-0740